議第２２号

議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「３万円」を「４万円」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年３月２６日条例第１８号）

改正後	改正前
（交付額及び交付の方法） 第３条　会派に対する政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額４万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。 ２～８　（略）	（交付額及び交付の方法） 第３条　会派に対する政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額３万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。 ２～８　（略）